

健康保険の適用と給付の 基本事項

～雇われる人と扶養される人の保険証・国民皆保険～

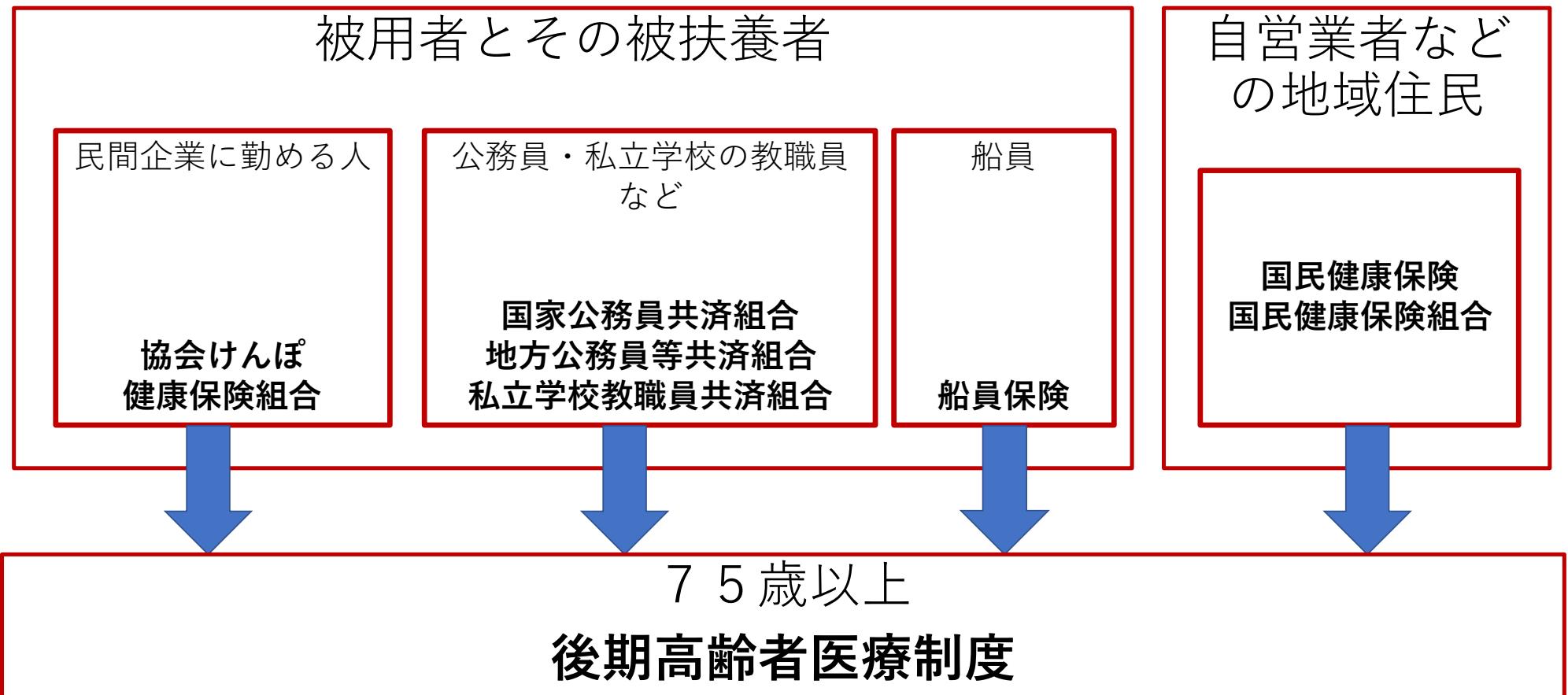
労働社会保険セミナー＝基礎講座＝

2019.3.5

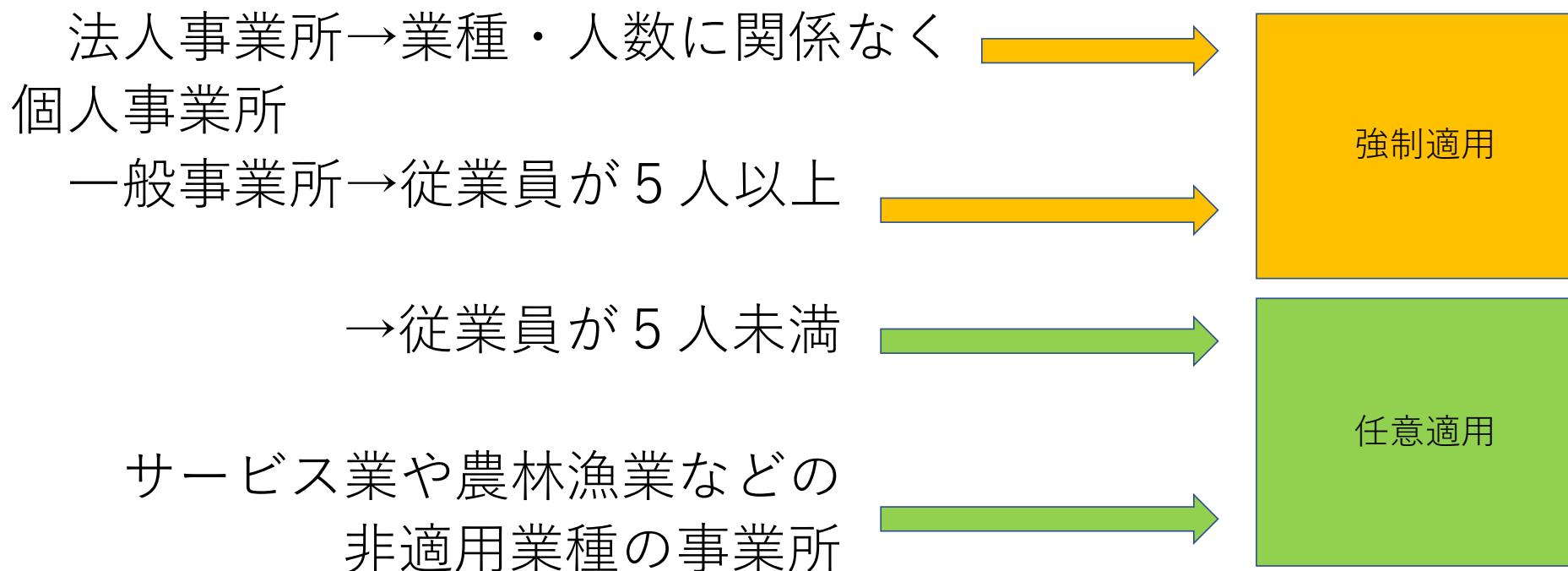


なごし睦子社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 名越睦子

健康保険（医療保険）



健康保険の適用事業所



健康保険の被保険者

→適用事業所で常用的使用関係にある人

日々雇い入れられる人

- ・1ヶ月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から

2ヶ月以内の期間を定めて
使用される人

- ・所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から

季節的業務（4ヶ月以内）
に使用される人

- ・継続して4ヶ月を超える予定で使用される場合は、当初から

臨時的事業の事業所（6ヶ月以内）に使用される人

- ・継続して6ヶ月を超える予定で使用される場合は、当初から

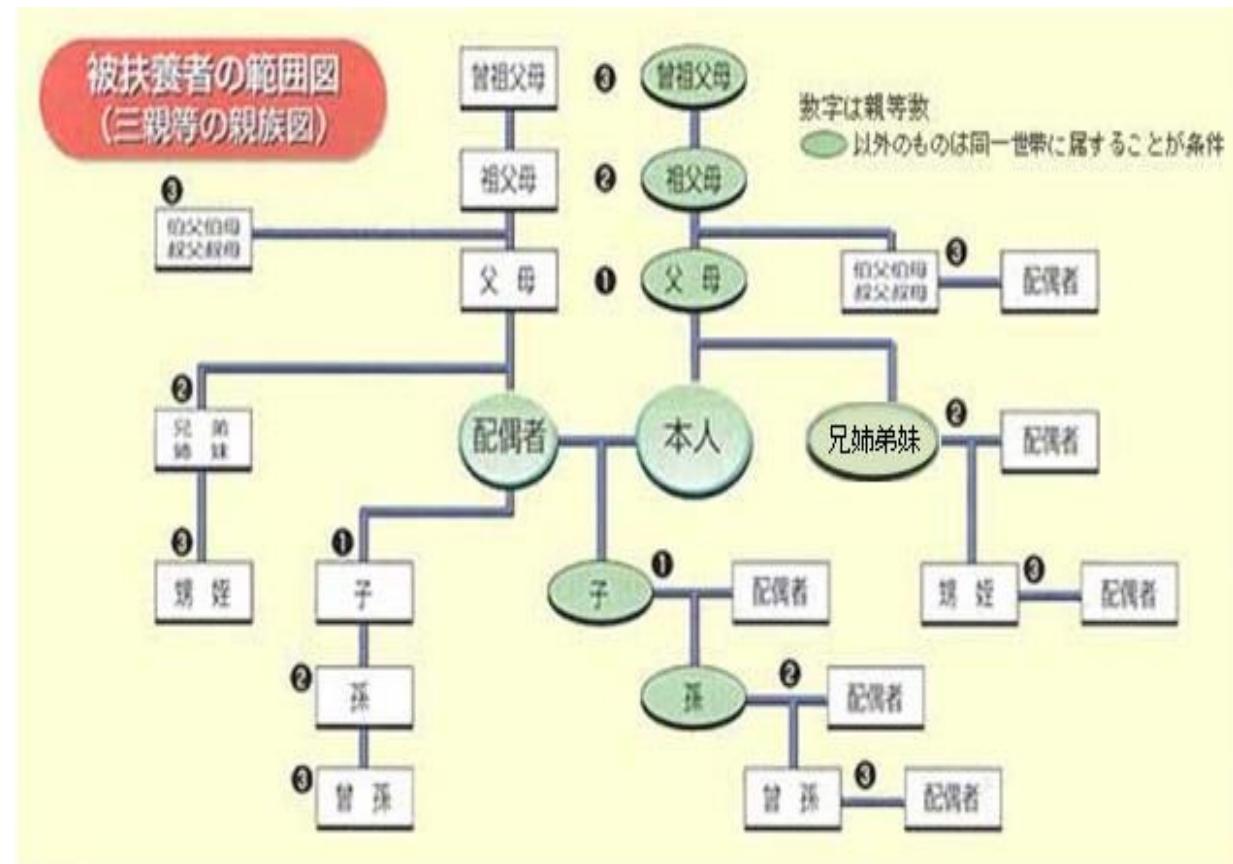
健康保険の被扶養者

被保険者と同居している必要がない者

- ・配偶者
- ・子、孫および兄弟姉妹
- ・父母、祖父母などの直系尊属

被保険者と同居していることが必要な者

- ・上記以外の3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者など）
- ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）



健康保険の被扶養者

- 【認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。

なお、上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を果たしていると認められるときは、被扶養者となる場合があります。

- 【認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

健康保険の給付 (病気・けがをしたとき) 業務上、通勤災害を除く

- 療養の給付、家族療養費

義務教育就学前	義務教育就学後 70歳未満	70歳以上	
		現役並み所得者	その他
2割	3割	3割	2割*

* 昭和19年4月1日以前に生まれた人は1割

- 入院時食事療養費、入院時生活療養費

食事療養標準負担額は1食460円（1日3食限定、低所得者・難病患者は減額）

入院時の生活療養標準負担額1日370円（難病者等は不要）

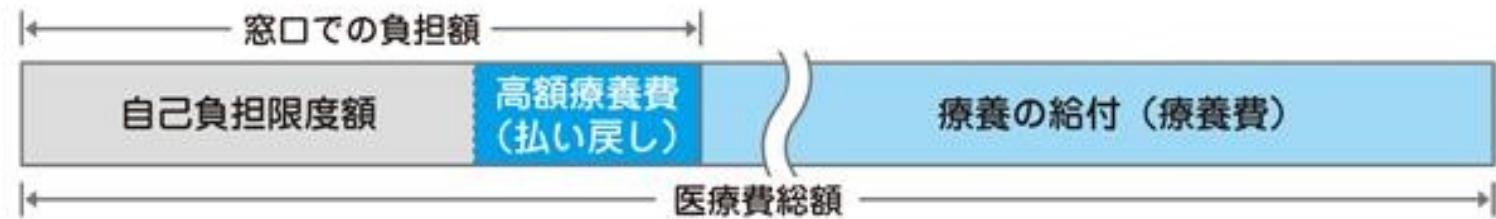
健康保険の給付 (病気・けがをしたとき) 業務上、通勤災害を除く

- 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費
 - * 在宅療養の難病患者等が、訪問看護ステーションから訪問看護を受けたとき ⇒ 「訪問看護指示書」を提出
- 療養費・家族療養費
 - * やむを得ず非保険医にかかったり、保険証を提示できないとき、国外で医療を受けた時など自費で受診したとき
 - * 治療上の必要から使用したコルセットなどの装具代
 - * 医師の同意のもと、鍼灸マッサージ等をうけたとき
- 移送日・家族移送日
 - * 必要な医療を受けるため緊急に移送されたとき

健康保険の給付 (病気・けがをしたとき) 業務上、通勤災害を除く

- 高額療養費・高額介護合算療養費

* 被保険者本人・被扶養者とも単独または、世帯合算で1カ月の窓口負担額が自己負担限度額を超えたとき



「限度額適用認定証」の提示で窓口負担額が限度額までに。

自己負担限度額とは

自己負担限度額は、年齢および所得状況等により設定

70歳未満の方の区分

所得区分	自己負担限度額	多数該当 ※2
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 ※1 - 842,000円) × 1%	140,100 円
②区分イ (標準報酬月額53万円～79万円の方) (報酬月額51万5千円以上～81万円未 満の方)	167,400円 + (総医療費 ※1 - 558,000円) × 1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万円～50万円の方) (報酬月額27万円以上～51万5千円未 満の方)	80,100円 + (総医療費※1 - 267,000円) × 1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者 等)	35,400円	24,600円

70歳以上の方の区分 (H30.8～)

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ご と)	外来・入院 (世帯)
①現役並み所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以 上で高齢受給者証の負担 割合が3割の方)	252,600円 + (総医療費- 842,000円) × 1% [多数該当：140,100円]
	現役並みⅡ (標準報酬月額53万～ 79万円で高齢受給者証の 負担割合が3割の方)	167,400円 + (総医療費- 558,000円) × 1% [多数該当：93,000円]
	現役並みⅠ (標準報酬月額28万～ 50万円で高齢受給者証の 負担割合が3割の方)	80,100円 + (総医療費- 267,000円) × 1% [多数該当：44,400円]
②一般所得者 (①および③以外の方)		18,000円 (年間上限 14.4万円) [多数該当： 44,400円]
③低所得者	II (※3)	24,600円
	I (※4)	8,000円 15,000円

健康保険の給付

(病気・けがで仕事に就けないとき) 業務上、通勤災害を除く

・傷病手当金

1. 支給の要件

- (1)業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- (2)仕事に就くことができないこと
- (3)連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかつたこと
- (4)休業した期間について給与の支払いがないこと

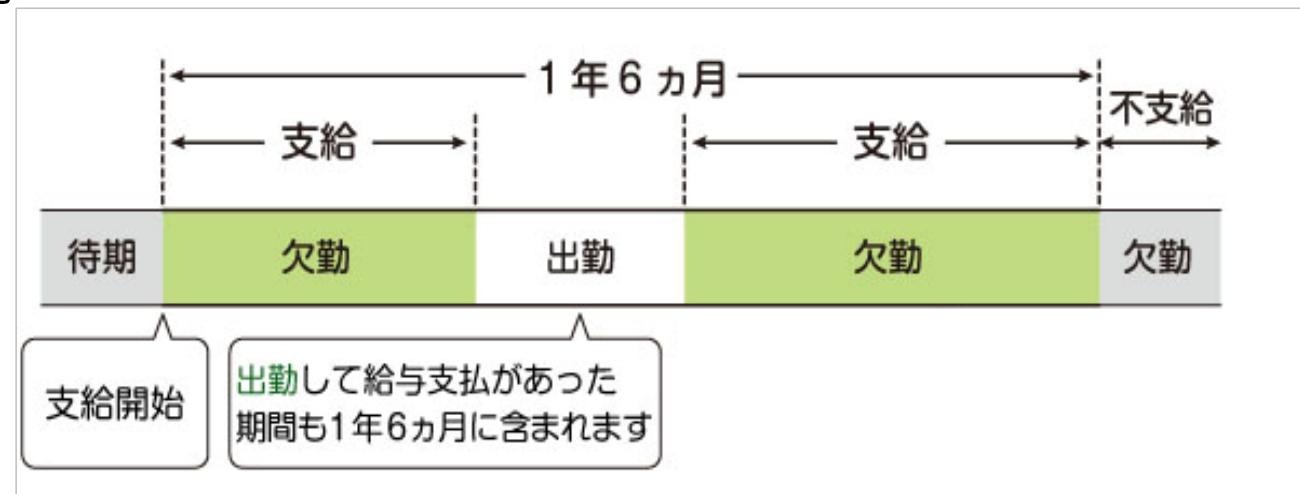


傷病手当金

2. 支給される期間

同一疾病、同一原因で、支給開始した日から

最長1年6ヵ月



傷病手当金

3. 支給される金額

1日あたりの金額

支給開始日※以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

○支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

例) H27.4/1 資格取得 H27.9 支給開始日以前 A事業所(協会けんぽA支部) 支給開始日以後 H28.6/1 支給開始日

標準報酬月額26万円(5ヶ月)
標準報酬月額30万円(10ヶ月)

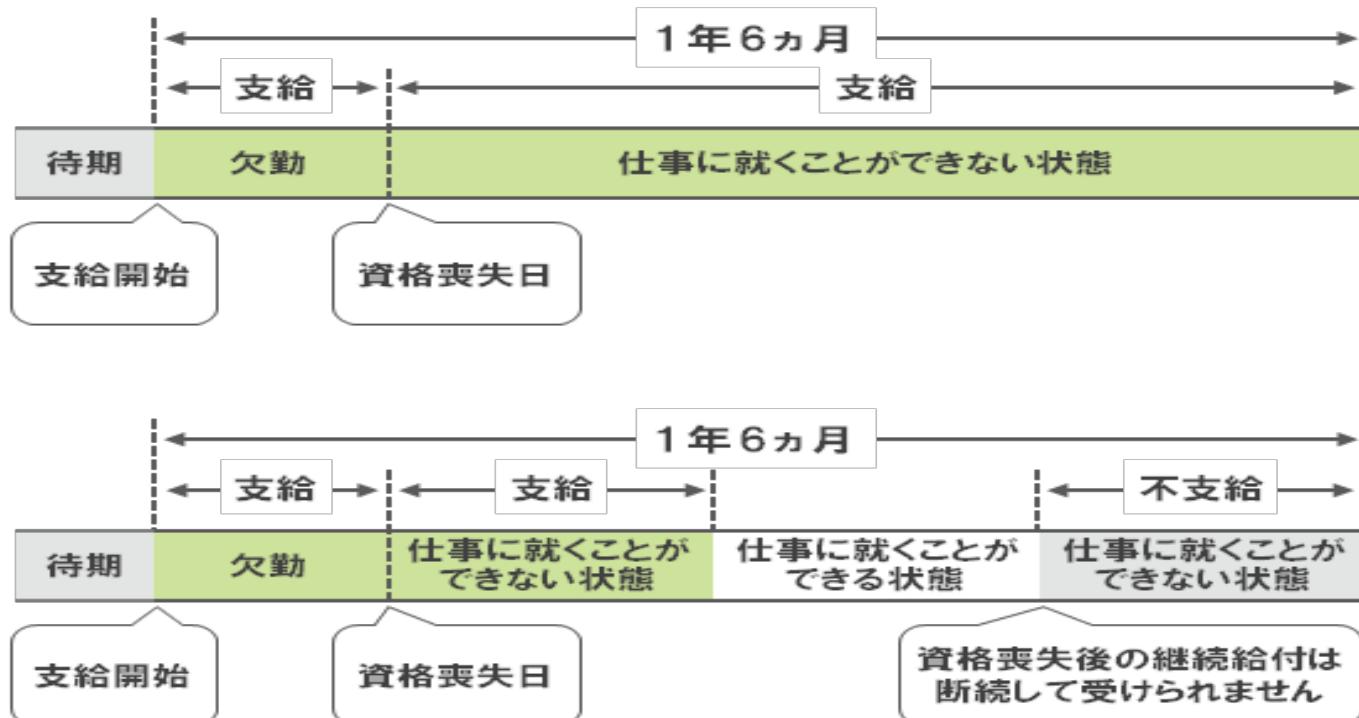
支給開始日以前の12ヶ月(H27.7～H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

(26万円×2ヶ月+30万円×10ヶ月)÷12ヶ月÷30日× $\frac{2}{3}$ =6,520円

※1「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します
※2「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

傷病手当金

4. 資格喪失後の継続給付について

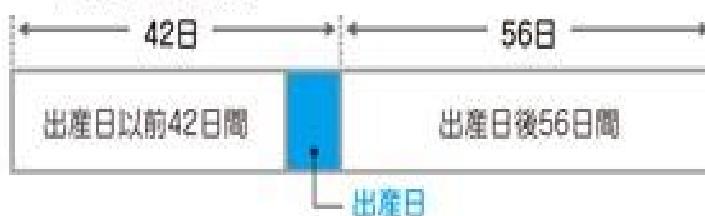


健康保険の給付 (出産したとき)

- 出産育児一時金・家族出産育児一時金
一児ごとに420,000円
- 出産手当金

出産のため仕事を休んだ時

- 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



- 出産予定日より遅れて出産した場合



出産とは？

妊娠85日（4ヶ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。正常な出産、経済上の理由による人工妊娠中絶は、療養の給付の対象になりませんが、帝王切開等による分娩の場合は療養の給付が行われます。いずれの場合も出産育児一時金が支給されます。

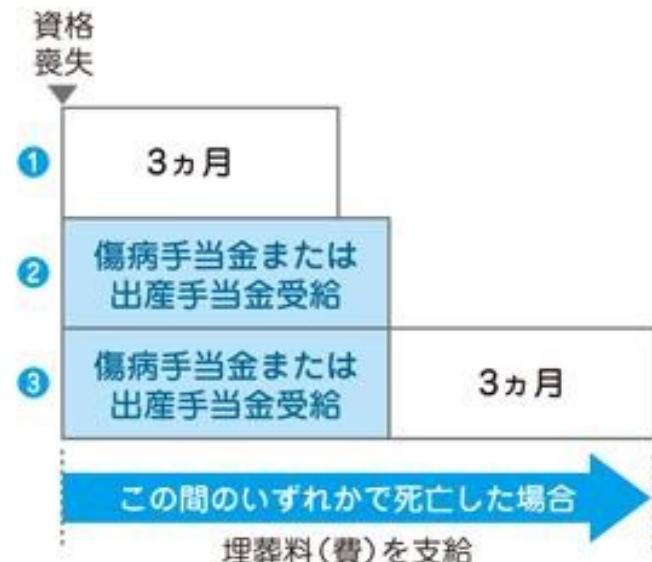
健康保険の給付 (死亡したとき) 業務上、通勤災害を除く

- 埋葬料・家族埋葬料

被保険者本人または被扶養者が死亡したときは
50,000円が支給される

資格喪失後の埋葬料（費）

- 被保険者だった方が、資格喪失後3ヵ月以内に亡くなったとき
- 被保険者だった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき
- 被保険者だった方が、2の継続給付を受けなくなつてから3ヵ月以内に亡くなったとき



健康保険の給付 (退職した後) 被保険者期間が1年以上

- ・傷病手当金・出産手当金

退職時に傷病手当金・出産手当金を受けている（要件を満たしている）ときは、期間満了まで受けられる

- ・出産育児一時金

退職後6ヶ月以内に出産したときは、出産育児一時金が受けられる